

平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成29年 6月24日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（9名中 8名出席）☆乙（27名中 22名出席）☆傍聴者 1名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（甲側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について（H28、H29）
- ・環境用語解説
- ・印西クリーンセンター環境委員会細則
- ・平成28、29年度年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の経緯・・・・・・・・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンター基幹的設備改良工事・・・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告・・・・・・・・・・（資料5）
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料6）
- ・自治会側から事前に提出された「平成29年度第1回環境委員会議題」の写し・・・（資料7）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・・・・・・・（資料8）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）平成29年2月～平成29年3月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成29年2月のごみ搬入量は3,028トン（うち事業系 843トン）、ごみ焼却量は3,463トン。
- ・平成29年3月のごみ搬入量は3,642トン（うち事業系1,026トン）、ごみ焼却量は3,064トン。
- ・平成28年度のごみ搬入量合計は46,056トン（うち事業系12,320トン）、ごみ焼却量合計は40,974トン。

平成29年4月～平成29年5月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成29年4月のごみ搬入量は3,632トン（うち事業系 958トン）、ごみ焼却量は3,880トン。
- ・平成29年5月のごみ搬入量は4,507トン（うち事業系1,148トン）、ごみ焼却量は3,666トン。

【平成28年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類）について、1号炉（測定日平成29年3月24日）、2号炉（測定日平成29年2月21日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－3）騒音・振動測定

・騒音・振動測定（測定日平成29年1月31日）について、測定値は全て規制値、協定値の範囲内でした。

表一 4）悪臭物質測定

・悪臭物質測定（測定日平成29年1月11日）について、測定値は全て規制値、協定値の範囲内でした。

表一 5）臭気濃度測定

・臭気濃度測定（測定日平成29年1月11日）について、測定値は全て目標値以下でした。

表一 6）処理水の水質測定

・測定値は全て不検出あるいは規制値の範囲内でした。

表一 7）大気測定車による測定

・測定値は全て環境基準の範囲内でした。

表一 8）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定（測定日平成29年2月21日）については、カルシウム0.04mg/m³N、シアン化水素0.3mg/m³N、フッ化水素2.9mg/m³N検出されておりますが、その他の物質は定量下限値未満でした。

表一 9）ごみ質分析

・ごみ質分析（測定日平成29年2月22日）紙類38.4%、厨芥類10.2%、布類1.6%、草木類4.1%、プラスチック類43.7%、ゴム類0.7%、金属類0.8%、ガラス類0.0%、セト物、砂、石0.5%、その他0.0%です。水分46.2%、見掛比重が0.059kg/ℓ、低位発熱量については2,820kcal/kgでした。

表一 10）気象測定結果

・気象測定結果は、騒音、振動、悪臭物質、臭気濃度の測定日の気象状況となっております。

【搬入車両数と搬出車両数】

（平成28年度搬入車両数）

・平成28年4月から平成29年3月までの計は47,078台で、平成27年度と比較して2.89%増。

（平成29年4月～5月搬入車両数）

・平成29年4月3,655台、5月4,396台、4月から5月の計で8,051台、前年度の同時期と比較して0.65%増。

（平成28年度搬出車両数）

・平成28年4月から平成29年3月までの計は1,569台で、平成27年度と比較して1.75%減。

（平成29年4月～5月搬出車両数）

・平成29年4月133台、5月141台、4月から5月の計で274台、前年度の同時期と比較して4.98%増。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近5月、飛灰が890ベクレル、主灰が228ベクレル、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近5月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点の0.097マイクロシーベルトでした。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、民間処理業者への搬出、資源化と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。平成28年5月末現在の搬出先及処理量につきましては、3ページに記載してございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

【質疑応答】

[乙委員]	13ページですが、悪臭、臭気濃度測定のと看何号炉を運転し、運転状況はどうなのでしょう。今後この項目に何号炉を運転していたかを付け加えてほしいのですが。
[甲委員]	28年7月19日が1号炉、29年1月11日が3号炉でした。炉の状況は、2炉とも良好でした。次回からは、何号炉かを記載させていただきます。
[乙委員]	5ページの操業状況ですが、1人1日何グラムを出しているという原単位ですが、平成28年度は509グラム、前年度514グラムから若干減っています。搬入量は人口増のため増えています。ごみ処理基本計画で、平成28年度は原単位の目標は幾つになっていますか。
[甲委員]	資料がこの場にありませんので、後日をお願いします。
[乙委員]	印西市さんにお伺いしますが、白井市さんと比較して1人当たりのごみ量が常に1年間を通して多いのは何か理由がありますか。

[甲委員]	白井市さんでもさまざまな事業展開を進めておりますので、その成果があらわれているという点は当然あるかとは思いますが、当市におきましても、市民の皆様にご協力をいただき、さまざまな事業展開をしているところでございます。この差ですが、実際に燃やすごみの搬入なりますと、そう大差はないのですが、何が大きくごみ量が違うのかとなりますと、四捨五入の関係で今持っている資料は若干違うのですが、印西市のごみ搬出を518グラムという中でお話をいたしますと、燃やすごみが468グラムで、白井市さんは465グラム、栄町さんが470グラムで、あとは燃やさないごみ、粗大ごみという分類になるのですが、大きく違うのは、粗大ごみの量が当市の場合は1人当たり35グラム、白井市さんは14グラム、栄町さんは14グラムと搬入量が他市町さんに比べますと多いと、この辺は粗大の取り組みが当市の場合は無料で今全てを受け入れているという状況なのですが、それぞれ市町さんではさまざまな展開がございますので、そういった点が大きく、総ごみ量としましては、単位ごみ量が2市町さんになかなか追いつけていないのが現状ではございます。今後もそういった点を踏まえながら、同じような基準になれる形で今後も調整はしてまいりたいと思うのですが、現状としてはそういったところが大きく相違している点で開きがちょっと出たまま毎年印西市だけが一番ごみを多く出しているという結果になってしまっているというのが現状ではございます。
[乙委員]	粗大ごみの差ということですか。
[甲委員]	それだけとは申しませんが、そういった点が大きな要因にはなっているのかなということですか。
[乙委員]	ダイオキシン類の排ガス中の濃度が、昨年度の2回目以降で、ある程度高い数値を示しています。公害防止協定の協定値よりは低いのですが。
[甲委員]	ダイオキシンの値が比較的高いというご質問でした。協定値以下ですが、ごみ質によって数値が0.1とか出ています。今後もダイオキシンを完全燃焼すれば、極力減らすことができます。また、800度以上の高温で燃焼することによって減らすことができます。今後、より燃焼に極力努めてダイオキシンの数値を減らしていきたいと考えております。

議題（2）【次期施設計画の進捗状況について】

27ページの資料3をごらんください。議事の（3）、次期施設計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。また、今回は環境委員の皆様、初めてご出席になられる方もいらっしゃると思いますので、これまでの次期施設の経緯について若干説明をさせていただきます。平成23年度に次期中間処理施設の当初計画に当たります千葉ニュータウン9住区、現在の泉野1丁目付近ですか、こちらに建設予定地として23年度に決定されております。しかしながら、平成24年度に現印西市長が印西市長選に当選され、この年に千葉ニュータウン9住区における次期施設計画の白紙撤回の申し入れがありました。この申し入れを受けまして、翌平成25年度に次期中間処理施設の用地を改めて公募しております。平成26年度用地検討委員会において応募のあった6カ所に現在地、こちらの場所です、に加えまして7カ所、こちらの比較評価に着手しております。その後2カ所において取り下げ書が提出され、残り5カ所、こちらの比較評価が用地検討委員会に行われ、最終答申書が組合管理者に提出されています。その後、建設候補地選定会議が開かれ、吉田地区を建設候補地として選定しております。また、平成27年3月に建設候補地として選定された吉田地区の地元町内会に当たる吉田区、地元の町内会です、こちらと次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書、こちらを締結しております。平成27年度、さきに締結されました基本協定書に基づき中間処理施設整備基本計画の検討及び中間処理施設周辺で展開される地域振興策の検討を行うため、学識経験者、また印西地区からの住民等で構成する2つの検討委員会を組織しまして、さまざまな検討を行っていただき、翌年3月に答申書としてまとめ組合に提出されております。平成28年度に2つの検討委員会から提出のあった答申書を尊重し、それぞれの基本計画、また基本構想として位置づけております。また、同年6月より次期中間処理施設の整備を推進するに当たり、地元町内会に当たる吉田区、こちらとの約束事をまとめる整備協定書の協議に着手し、平成29年3月に協議が調い、整備協定書の締結に至っております。以上、簡単でございますが、これまでの経緯の説明とさせていただきます。

続きまして、29ページをごらんください。平成29年度次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の予定について、若干説明をさせていただきます。整備協定が締結されたことに伴いまして、いよいよ具体的な事業に着手することとなります。まず1つ目としまして、建設予定地となる場所の用地の確定測量、こちらを本年の10月末を完了として進めているところでございます。2つ目としまして、建設予定地内の地質調査、測量業務同様、本年の10月末を完了予定としております。3つ目としまして、建設予定地の用地買収関係でございます。買収事務の完了といたしましては、本年度末を目指しているところでございます。4つ目としまして、施設整備基本計画追加策定業務でございます。次期中間処理施設の整備内容において施設への進入路、こちらの検討です。それから、水道及び下水道、また雨水排水の検討が必要であることから、平成30年3月の業

務完了を目指しているところでございます。5つ目としまして、地域振興策策定業務です。整備協定書に基づき、次期中間処理施設の受け入れを行う吉田区を中心とする周辺地域の地域活性化に寄与する事業の抽出作業が主な目的として行う事業であります。こちらの完了につきましては、平成30年3月の業務完了を目指しているところでございます。

以上で次期中間処理施設整備事業の進捗状況の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【質疑応答】

[乙委員]	29ページの用地測量、買収等なのですが、アクセス道路も用地買収の中に含まれるのでしょうか。
[甲委員]	アクセス道路につきましては、工場への進入路になりますが、まだルートが確定していないことから、現在概略設計を進めさせていただいている状況です。概略設計と申しますと、一番有利なルートの選定を行うためのものです。そちらが決まり次第、用地買収の作業に入っていく形になりますので、本年度予定はしていません。
[乙委員]	アクセス道路の土地所有者は複数いらっしゃると思うのですが、全員が賛成しないとアクセス道路は買収できないのですか。
[甲委員]	賛成しないということではなく、まだルートを確定しておりませんので、地権者の洗い出し等はまだ行っていない状況です。
[乙委員]	前に幾つかルートは決めてあるという報告を受けているのですが、方法、ルートというのは全部白紙に戻してもう一度ということですか。
[甲委員]	前回お示しさせていただいたルートの内容は、何通りかあったと思います。その中から一番有効であろう2本ほどを今回選んで、比較検討を含めた設計をしているところです。
[乙委員]	それが買収できる、できないにかかわらず建設予定地は今年度中に用地買収してしまうのですか。
[甲委員]	組合の目標としては、本体用地は早目に買収させていただきたいということです。
[乙委員]	アクセスルートとは別に。
[甲委員]	アクセスルートについては、まだ今後の検討です。
[乙委員]	期限もないのですか、いつまでというのは。
[甲委員]	期限はまだ設定はしていませんが、ルートが決定次第、手続に入っていきたいと考えています。
[乙委員]	それが非常にクリティカルパスというか、一番心配なところかと思っています。 29ページの最後に、新クリーンセンター周辺地域の活性化に寄与する検討ということで流通研究所に基本計画策定を依頼するとなっていますが、これは前に吉田区から100のアイデアが出されて、目的はそれを絞り込むためにコンサルを頼んだという意味で理解していいのですか。
[甲委員]	100策のアイデアというものは、ある程度は尊重してまいります、実際できるかどうかはわからないところがあります。当然最終的に運営の状況とかを確認、シミュレーションをかけていかないといけないので、その中からまず絞り込みという作業が1つあるかと思えます。別の案も出てくる可能性もあります。そのためにコンサルをお願いしているところですので、今の段階では100策にこだわっているというものではありません。
[乙委員]	前もその100策を選んだとき、コンサルが入っていると思うのですが、何か同じことをまたやっているなという感じがするのですけれども、全然違うのですか。
[甲委員]	当時はまだ構想ということで具体的なものは検討に入っていないので、今回はあくまでもそれが本当に成り立つものなのかシミュレーションしていただくことで行っておりますので、レベル的にちょっと違うというようなご理解をいただければと思います。
[乙委員]	例えば、設備をつくったときに費用的にペイするものかどうかとか、経済ベースの検討も含むということですか。
[甲委員]	はい。確実な将来予測というのは難しいと思いますが、できるだけ踏み込んで検討を加えていきたいということです。

[乙委員]	29ページの下から2つ目に施設整備基本計画追加策定業務と書いてありますが、この中で1つ加えたほうが良いと思っている点が煙突の高さです。一応前のときには59メートルを基本とすると書いていますが、現在地に建てかえるとき、環境影響評価に、ダウンバーストのおそれがあるとか、ダウン防止のとか、いろいろ指摘を受けました。最近オープンした船橋市北部清掃工場の新しいところが煙突は59メートルではなく80メートルになるはずですが、何で80メートルよりもっと高くしないのですかといったら、一応ダウン防止だとかを想定した場合にはそれでいいというシミュレーションの結果が出たからだと説明を受けた。そういうことから、両方の情報を勘案すれば、59メートルはやめるべきで、もっと高くすべきだと思います。施設基本整備計画には59メートルを基本と書いてあり、最終的に別にもっと高いものにできる余地は残されていますが、そういう点が欠けているので、その部分も含めてすべきではないかと思います。
[乙委員]	私は、明確に反対です。煙突そのものがクリーンセンターのシンボルになってはいけないと思います。越谷の清掃工場、それから葛飾区、水元工場でやはり周辺そのものはそれなりの、いわゆる地域振興とかいろいろありますが、煙突そのものがシンボル化されて、越谷なんか展望台までつくってしまっ、キラキラにもうバブルの絶頂期につくったものですから、シンボル化されてしまうと。ここも当初200メートルとかの話がありました。私自身は59メートルでとめていただきたい。明確に言うておきます。
[甲委員]	確かに前回の基本計画の策定時には、59メートルを基本で考えてくださいという内容で答申は受けています。そういうこともあります。そもそも環境アセス、今後それに対応できる施設計画になっていないといけないので、当然59メートルにするのか、100メートル級が必要なのかというのはいくらか検討を加えないといけないと考えています。今回その辺もある程度お示しできるような形で検討してほしいと申し入れはしてありますので、それが出るまでもう少しお待ちいただきたい。
[乙委員]	地域振興策というのは施設に対する振興策ということですね。例えば現在のこの当センターが外に対して出しているような効果、排熱の利用であるとか、そういったものは一切なくなってしまうのですか。新センターになった場合は。
[甲委員]	基本的にこちらの施設を閉鎖させていただくことになりますと、こちらからの排熱利用はできなくなりますので、そちらについては、熱供給さんは熱供給さんで排熱を利用したものでない形で行うことはあります。
[乙委員]	新しくなってもということですか。吉田区に対しての地域振興はどうなっているのか。
[甲委員]	今その辺は、今回の地域振興策基本計画策定の中でその排熱利用というものを中心に検討をしていくということで考えておるものですので、そちらのところはどういうものができるのか、その中で選択していくような形になろうかと思えます。ただし、それぞれの世帯、個人世帯というものについては、熱供給は非常に難しいかと思えます。
[乙委員]	例えば先ほどの事業報告を見て疑問だったのは、これは事業報告にならないと思ったのですが、ここが現在やっている排熱供給だとかは、事業報告のデータが一切出てこないのですか。例えばそれでも利益出したりするわけではないですか。例えばこの周辺の大型施設に対して供給しているもの。
[甲委員]	今回の経緯表につきましては、組合全体の事業としてまとめたものではないもので、漏れ落ちてしまい、大変申しわけないなと思えますが、そういう意味では別のものかなということ、資料を調製させていただいていますので、その辺はご理解いただければなと思えます。
[乙委員]	メリットに対するアピールがないような気がするのですが。メリットが余りに控え目過ぎるというか、もっと出したほうが比較検討のときに役に立つと思うし、新センターに対してもそういった機能みたいなものを求めたくなるというか、実際かなりメリット与えているわけですが、排熱やエネルギーの問題において。新センターに移った場合にどの程度今と同じぐらい供給されるのかとか、同じぐらいのメリット与えられるのかとか、吉田地区に対する振興策ではなく、もっと広域の問題として、あるいはもっと大きな費用対効果の問題としてそういったものを捉えたいのですけれども。
[議長]	センターではマイナス面としての運営だけではなくて、周りの状況にメリットを与えているのではないかと。それを1つPR的にも資料の中に盛り込んだほうが良いのではないのかというのが1点。そういったことを出すことによって、吉田区に対するものもその検討作業のものになっていくのではないかということの2点というようなことでよろしいですか。

[乙委員]	吉田区に対する地域振興とは別でもっと広域の印西市全体、あるいは印西地区全体に与えているメリット、デメリットというもの。現在の当センターが与えているこの大型周辺施設に対するメリットに匹敵するようなものを新センターのほうでも出せるのかどうか。
[甲委員]	吉田地区を中心とする周辺地域、またはそれが広域的に波及するかどうかというものも視野に入れて今回の検討を加えていきたいと考えてはおります。その中で、どういうメリットが出るかというものについてはお示ししていきたいなとは考えております。
[乙委員]	温水プールが今度なくなるのか。近隣の人の関心はそこに大いにあるのですが。
[甲委員]	移転した場合、当組合として維持管理できる施設とはなりません。何方か引き受けてくれる業者、またそういう団体さんがない限りは、当方で管理していくことはできません。これは、組合規約上もそうなっておりますので、その辺についてはまだわかりませんが、基本的には組合で熱供給ができないということになりますと、廃止になると考えられます。ただし、今はまだここを閉めたときに温水センターをどうするかという具体的なものはありません。廃止なのか、別の団体さんが入ってやっていただけるのか、全くの未知数で決まっていなとお答えせざるを得ません。
[乙委員]	温水センターのこともそうなのですが、物理的に不可能になるわけですよ。炉がないわけだから。逆にもし存続ということになると、違うところから蒸気を引っ張ってくるというか、自家発電するのかという話なのですよ。
[甲委員]	当然現センターから熱供給ができませんので、もし存続でどちらかの方がやるのであれば、熱システムを変えなければならぬと思います。組合として、そこにかかわることは今現在できません。
[乙委員]	大型施設に対する供給も全部カットされるということだから、そのあたりのことはどうなっているのですか。例えばイオンとか、あるいはそのあたりの企業とかどうか。
[甲委員]	クリーンセンターから直接契約でイオンとかに出していませんので、その辺は熱供給(株)を通して熱供給がされていると考えています。組合としましては、あくまでも熱供給さんとの協議になりますので、そちらでどのような対応をするのかは決まっていくなと考えます。
[乙委員]	その問題なのですけれども、温水センターの排熱の企業とかイオンへの供給もそうなのですが、当然、利益を得ているわけです。それが無くなってしまいうわけですよ。
[甲委員]	はい。熱供給さんと契約をさせていただいている状況ですので、熱供給さんから熱1トン当たりという収入は得ております。
[乙委員]	それが新センターに移ったときになくなるわけですよ、その収入というのが。
[甲委員]	新センターに移った場合の熱供給のあり方というのはまだまだ検討しなければならないところがあり、全くゼロになるとは考えてはおりません。売電という方法もありますので、そちらのほうで検討し切れていない部分がありますので、そこは今後明らかになってこようかなと考えています。

議題(3)【現施設の延命化工事の進捗状況について】

資料4になります。31ページを皆さんごらんください。

環境委員の皆様には初めての方もいらっしゃると思いますので、印西クリーンセンター基幹的設備改良工事について説明させていただきます。当クリーンセンターは、竣工後30年を経過しまして、施設の老朽化が進んでおります。しかし、次期中間処理施設が稼働する予定の平成40年までは施設を延命化しなければごみ処理が滞ってしまいます。したがって、平成28年に2号焼却炉及び共通機器、29年に3号焼却炉及び残りの共通機器の改良工事を行っています。今回は、今年度の工事予定を説明いたします。

まず、上から1番ですが、受け入れ供給設備はごみクレーン給電ケーブル工事を6月と11月に行います。2番の燃焼設備は、3号焼却炉の耐火物及び給じん装置の工事を6月から12月まで行います。3番の燃焼ガス冷却設備は、3号ボイラの水冷壁の工事を6月から12月まで行います。4番の給排水、排水処理設備は終了いたしました。5番の余熱利用設備は、タービン起動盤の工事を11月に予定しております。6番の通風設備は、3号炉の各送風機の工事を6月から12月まで行います。7番の灰出し設備は、灰クレーン給電ケーブルの工事を11月に予定しております。8番の3号炉系の電気設備制御装置と9番の3号炉系の計装、データ処理設備自動制御システム等の工事は11月に予定しております。10番の土木、建築工事は、屋根の防水工事を5月末で終了いたしました。11番の性能確認は、3号炉の性能検査を2月に行う予定です。12番の全炉停止期間は、11月を予定しております。なお、ことし2月に実施いたしました2号炉の性能試験結果を32ページに添付しております。協定値はもちろん全てクリアしております。基幹的設備改良工事につきましては、以上になります。

続きまして、年末年始の操炉についてです。例年は年末年始に約1週間の操業を停止しておりますが、今年度は3号炉の工事のため全炉停止を行った場合、年明けのごみ処理に支障が出るものと想定しております。つ

きましては、年末年始における操業の継続にご理解をいただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。以上です。

【質疑応答】

[乙委員]	例年1週間、年末年始に停止している。でも、今年度はその期間が長くなるという意味ですか。
[甲委員]	例年、年末年始にかけて約1週間炉を停止しております。これは薬品の調達、灰出しなどが必要になりますので、1週間炉を全炉停止しておりますが、今年度は3号炉が基幹改良に入っておりますので、1月初めのごみがどうも処理、貯留不可能、多過ぎるかなということで、それで年末年始を通して運転させていただきたいということです。
[乙委員]	今年度は年末年始も。運転を続けるということ。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	この工程を見ますと、3号炉は6月から1月、2月ごろまでですか、もう使えないよと。あとは、1号炉と2号炉で運転するしかないよと、そういう意味で捉えていいですか。
[甲委員]	3号炉は、この表を見ていただくと、焼却炉、それからボイラがもう6月から12月まで工事入って入って、1月に入って清掃と炉の点検がございますので、3号炉はもう6月から1月の中旬まで使えないということです。
[乙委員]	1、2号炉で運転するということですが、1、2号炉はそれぞれ焼却能力が1日100トン、トータル200トンですから問題ないだろうと思うのですが、実際は7割ぐらいしか運転していません。ごみのカロリーが高過ぎて、耐火、炉内温度が上がり過ぎるので7割運転ぐらいだと。だから、1、2号炉がちょっとでもトラブルしてしまうと規定の1日百二、三十トンですか、これは焼却できません。かなり厳しい運転になる。しかも、1号炉は今回延命化工事していません。1号炉にそんな信頼を置いていいのかなと。そういう事態になったら、ほかの市町に協定を結んでいるところにごみ焼却をお願いするしかないのかと心配するのですが、どのような見解でしょうか。
[甲委員]	緊急事態のご質問と考えますが、それにつきましては、この基幹改良が入る前に、成田、船橋、柏の担当者の方とお会いしまして、この3市のクリーンセンターの状況を確認させていただいております。非常に厳しいのが成田市さんですが、ごみ量が飽和状態ということもあって、成田市さんは別のところをお願いせざるを得ないのかなと。船橋市さん、柏市さんにつきましては、そのときはできるだけ受け入れますよというお返事はいただいております。ただ、とまってすぐにそれぞれ正式な事務手続になりますので、その期間1カ月ぐらいは余裕を見ていかなければいけないと。いずれにしても、それぞれお話しさせていただいている状況です。

議題（4）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

33ページ、資料の5をごらんください。印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリングの報告となります。周辺臭気のモニタリングにご協力いただき誠にありがとうございます。今回の報告は、網かけの部分の2月から4月までの分をご報告いたします。なお、組合ホームページでも既に公表しておりますのでごらんいただけます。クリーンセンターから見て北側、小倉台一丁目、二丁目、南側、内野の一から二丁目、高花四丁目を対象にモニタリングをお願いしております。まず、北側の小倉台一丁目と二丁目に関してですが、週1回の定期モニタリングで2月から4月までの間の測定回数は合計26回、においのある日の報告はありませんでした。この間で風下に当たる時間帯は4回となります。次に内野地区、南側地区に関しては、内野一丁目、二丁目、高花四丁目の5地点で測定を行いました。こちらも週1回の定期モニタリングで同じ2月から4月までの期間は、合計68回行いまして、においのある日の報告はありませんでした。このときに風下に該当する時間帯は30回ございました。また、同時期に表の一般通報と書いてあるところですが、市民からのにおいに関する通報等もありませんでした。ちなみに場所に関しては、この裏面の34ページ、ちょっとかなり細かい地図になってしまっているのですが、モニタリングの場所を示しております。こちらの場所をごらんいただくとどの辺の場所かというのはおわかりになると思います。以上、報告と説明を終わらせていただきます。

【質疑応答】

[乙委員]	これは6月で終了するという理解でよろしいですか。
[甲委員]	前回の環境委員会の中でこのモニタリングについては、非常に皆様方にご負担をおかけすること、また今までの状況を見ますと出ていないと。また、組合として、別に委託をかけた行っていることもあり、前回の環境委員会で6月までで終わりにしましょうと決していたと考えています。
[乙委員]	専門家による測定は、年1回それは続けるのですよね。
[甲委員]	それは継続させていただきます。
[議 長]	確認なのですが、5月、6月分については、次回の報告になりますか。

[甲委員]	はい。
-------	-----

議題（５）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

資料6、35ページをお開きください。白煙防止装置の運用停止の継続についてでございます。印西クリーンセンターではごみの焼却から発生する熱を発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用しております。場内で利用している蒸気の中には煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置、白煙防止装置と呼んでおります。これにも利用しておりました。煙突から発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となりまして、煙突出口部分で冷やされる寒い冬に白く見える現象です。煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため白煙防止装置がございます。しかし、先ほどご意見もありましたけれども、エネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは白煙防止装置で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的としまして、白煙防止装置の運用を停止してまいりました。この白煙防止装置を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約6,000トンから7,000トンになります。これによって発電や地域冷暖房に有効活用しております。これらのことから、平成29年7月から平成30年6月末までの1年間白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく環境委員会にお諮りいたします。

【質疑応答】

[乙委員]	年間白煙防止装置を使った場合に6,000トンから7,000トンの蒸気が節約できるとありますが、金額にするとどれくらいになりますか。
[甲委員]	この蒸気を全て発電に回したと仮定します。それを金額に換算しますと、約900万から1,000万相当になります。
[議長]	平成29年7月から平成30年6月末までの1年間、この白煙防止装置を停止するという事で異議なしとしてよろしいでしょうか。
[乙委員]	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成29年度第1回環境委員会議題」について】

質問1. 誘引送風機のマグネットコンタクトの交換について

- ・誘引送風機のマグネットコンタクトの交換は完了したか？
進捗状況と費用を提示されたい。

【回答】

6月8日に交換済みです。費用は定期修理として他の項目とまとめて契約しておりますので、正確な金額は把握できておりましたが、概ね50万円程度と推測しております。

質問2. 環境委員会配布文書について

- ・年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求める
(1)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書 (2)印西地区ごみ処理実施計画
(3)印西クリーンセンター維持管理に関する計画 (4)一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
(5)印西クリーンセンター環境委員会細則 (6)環境用語解説 (7)緊急時対応マニュアル

【回答】

(5)印西クリーンセンター環境委員会細則、(6)環境用語概説については、お配りしてありますが、その他の文書についてもご希望により、配布いたします。会議終了後、ご希望をお伺いし、後日の配布とさせていただきます。なお、これらの文書については、印西クリーンセンターのホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

質問3. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について

- ・環境省は指定廃棄物の指定解除のルール定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。(2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？(3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？

【回答】

- (1) 環境省からの協議申し入れはありません。
- (2) 印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。
- (3) 指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。

[乙委員]	指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しいと書いてあるのですが、これは濃度にもよるのでしょうかけれども、組合もしくは、組合側最終処分場もしくはツネイシカムテックス埼玉へある濃度によっては出せるのではと思うのですが。
[甲委員]	その点につきましては、前々から確認してございまして、指定廃棄物については、その処理処分する場所の自治体、または住民の理解を得られなければならないものと考えております。そういう意味では、まず当組合の処分場につきましては、基本的に地元住民の理解をまだ得られない状況です。ツネイシにつきましても、当時1,000ベクレルという一定の基準を示していただいておりますが、当然、寄居町の合意が必要と考えています。現在、環境省の減衰予測ですか、それに照らし合わせてみたところ、まだ6,000ベクレルぐらいはあると考えております。そうなりますと、非常に処分先が難しいと考えておりますので、安定的な保管を今継続せざるを得ない状況にあるということでご理解いただきたいと思っております。
[乙委員]	実際、千葉市では解除をしたが、そのまま保管していると、継続しています。山形県の東根市だったと思いますが、処分したという例もあるし、寒河江も処分したというのがあります。あと、宮城県の白石では解除に向けて、解除をするという文章を受け取っているはずですが。そういう流れもあるので、印西市も今の場所にずっと保管していてもいいものか、そこを確認します。
[甲委員]	当然今保管している袋の劣化も考えなければいけないと思っております。柏市さんで一つのコンクリート製の箱に入れかえたわけではなくて野積みしてあったものを入れたという情報がありましたので、そちらの情報も確認しながら、できる方策を今探しているというのが実態のところでは。当然そういうものをやりますと高額な費用がかかり、東電さんが賠償していただけるのかという確認もしなければなりませんし、また賠償しないというようなことがあれば、その財源を単純に市町の皆さんに負担してくれという話はなかなか難しいものがあると考えています。当然その中で環境省の補助金というものがないのかどうか、確認はしているところなのですが、箱に入れたいという時点については、今のところ環境省からは余り色よい返事をいただけていない状況でございます。いずれにしても、いつまでもそのままにしておくわけにはいきません。保管するのであれば安定的なものに入れかえておけないのかなということも考えております。

質問4. 排ガス中の放射性セシウムの測定結果について

・資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果(セシウム134と137の合計値)の検出下限値で、「2(134または137)」と記載されているのはいかなる理由か？放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。放射能濃度等測定方法ガイドライン(平成25年3月 第2版)(環境省)の5-34ページの記載例は下記の通り。(資料7-P40)

(参考)環境委員会平成26年度第4回 20150306「会議録」の「⑥印西グリーンセンターの排ガスの放射能濃度測定結果について(1)ですが測定方法はJISに定められた方法で測定していますので、変わることはありません。また、平成23年12月に環境省からガイドラインが出ましたので、平成24年度からは測定項目が変更になっています。(2)の検出下限値はガイドラインに基づき、2 Bq/m³になります。[乙委員]ガイドラインに数値が書いてあるからではなくて、その測定ごとに検出下限値が出ているはずですが。[甲委員]検出下限値は、ガイドラインで2ベクレルと出ていますので、それに合わせています。[乙委員]それは何を合わせていますか。[甲委員]分析業者それぞれ検出下限値が異なっているので、測定仕様で指示しています。[乙委員]その都度、測定の検出下限値は違うので、そのままの値を表示すべきで、2ベクレルだから2ベクレルだとか表示するのはおかしいのではないですか。[甲委員]あくまでもガイドラインに沿っての測定をしています。[乙委員]ガイドラインにそう書いてありますか。2ベクレルというのは、あくまでもミニマムに数値を提示しているだけで、その数値を書きなさいと書いてありますか。[甲委員]その数値にしなさいとは書いてありません。ですが、少し記憶が曖昧ですけど2ベクレルの下限値で構いませんという表示でした。」と回答。平成28年度第4回印西グリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問4 排ガス中の放射性セシウムの測定結果」でも回答されているが、全く回答になっていない。再考を求めるものである。

【回答】

2ベクレルの根拠を国へ問い合わせたところ、セシウムの空気中の濃度限度は20から30ベクレル(セシウム134:20ベクレルセシウム137:30ベクレル)のため、その10分の1で2ベクレルを検出下限値に採用すれば、十

分な精度を得られるからとのことでした。分析業者へ問い合わせたところ、放射能検出器のカウント時間を増やせば2ベクレル以下まで測定できますが、国のガイドラインに沿って報告書は検出下限値を2ベクレルとしているとのことでした。実際の検出下限値を出してもらえるか分析業者へ問い合わせしているところでした。

[乙委員]	仕様書に2ベクレルで書きなさいと言って出しているから書いているだけではないですか。
[甲委員]	発注の仕様書には採取及び調査、測定は環境省廃棄物関係ガイドラインに従うこと、排ガスは、排ガス第5部、放射能濃度等測定方法ガイドラインということだけしか書いておりません。
[乙委員]	前回そう答えているではないですか。
[甲委員]	確かに2ベクレルという仕様書になっていますというお話はさせていただいたと思います。その辺については、おわび申し上げなければいけないかなと思っています。具体的には環境省のガイドラインに沿った形で検出下限値を出しなさいという仕様書を作成しております。検出下限値はあくまでも2ベクレルを目標としてくださいという記入の方法ですので、当然2ベクレルでなくてもいいのかなとは考えられます。逆にどこまではかかれているのかというものが検出下限値になるのかなということで、再度今前回やっていたいただいた業者に確認をしているところです。口頭な話で正確な話ではないのですが、0.2ベクレルまではかかれていると伺っておりますので、その辺では計量証明書の書き方、当然国の資格をお持ちになった方が書いているので、2ベクレルは間違いだとはなかなか申し上げることはできないと考えておりますが、実際にはかかれているのは0.2ではないかと伺っております。その辺の確認はさせていただいている状況です。
[乙委員]	0.2というのはちょっと数字が違うのではないですか。例示のところに書いてあるように、1.7とか1.5とかがそれなりの数字だと思うのですけれども。
[甲委員]	その辺も、環境省に確認いたしました。具体的な根拠が示されていません。あくまでも記入例だと言われてしまい、それが検出下限値として記載していいものかどうか、当方ではまだ判断できていないという状況です。

質問5. 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視について

・「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」(総務省行政評価局2016年3月1日発表)に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視〈勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要〉」(総務省行政評価局2016年12月13日発表)で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2)施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等からの指導はあったか？(過去に100トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている)に平成28年度第4回(平成29年3月4日開催)の会議録の「質問5 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」で【回答】環境省からの指導はありませんが、現在は焼却炉の設計値である100t/dを超えないよう運転を心がけています。」と回答。組合のホームページで公開されている「維持管理に関する計画」(2015年5月8日)では「1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うものとします。」と記載されている平成27年度第3回印西クリーンセンター環境委員会(平成27年12月5日)の会議録(概要版)では「自治会側から事前に提出された質問以外の質問で[乙委員]維持管理の状況について、ホームページにデータが掲載されています。その中で、3号炉に関して、焼却能力は、1日当たり100トンと書いてありますが、今まで出た中では最大108トンぐらい焼却している例があるのですが、これは問題ないですか。[甲委員]3号炉の焼却運転については100トンです。ごみの質、重さ、比重により若干100トンを超えてしまうことがあります。それは、県からも指摘をされており、焼却条件やごみ質の均質化などをはかり、100トンを守るような形で焼却していきたいと現在、県と協議しています。[乙委員]法律に違反していないのですか。県がやめなさいといったら、100トンに抑えるようにするのですか。[甲委員]焼却炉なので、ごみの投入、回数、時間のとり方によって焼却量がオーバーする可能性がありますので、そのことも含め、県と協議しています。[乙委員]協議の結果はいつごろ出ますか。[甲委員]いつごろまでというようなことは確認しておりません。」と回答している。また、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の「第3条 工場のごみ焼却施設は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24Hとする。」と記載している。このような違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書等遵守の表明実施を要求する。

【回答】

いままでの環境委員会でもお答えしていますが、現在は 焼却炉の設計値である1炉当たり 100t/d を超えないような運転を心がけています。ご質問の中にもありますが、協定書の「焼却量は 300t/24H とする。」と記載しておりますので、違反行為としての認識はございません。

[乙委員]	焼却量24時間とする前に、24時間で3基ですと書いてあります。3基でおのおの100トンだっているのに、どうしてそういう考え方になるのか。おかしくありませんか。
[甲委員]	この公害防止協定書の背景には非常にいろんなものが含まれているのではないかと考えております。しかしながら、確かに1炉当たり100トンということで、あくまでも設備の状況として示されていると判断をさせていただいてしまっているものですから、最終、その後が続く焼却量は1日300トンという解釈をさせていただいておられます。その辺については、読み方という問題があるかと思いますが、組合の読み方が悪かったということで、おわびしなければいけないことなのかなとは思っておりますが、いずれにしても、今は焼却量1炉当たり100トンを遵守する運転をさせていただき、これをお約束させていただきことでご理解いただければと思います。

質問6. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について

・表-8)排ガス中の重金属測定(環境調査)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか、上記3物質の計量証明を取得しているのか?「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。」に平成28年度第2回環境委員会で回答があった。(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか?(2)JIS K-0083の2006年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも係わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083の2006年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用したと記載を変更しているが))。責任は?(3)会議録には「10年間放置に関する確認は?」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か?」に対して、平成28年度第3回環境委員会で「【回答】(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。(2)JIS K-0083の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。[乙委員]5工場というのはどこですか。[甲委員]佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。」と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせた結果添付の回答を得た。平成28年度第3回環境委員会でこの回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か?また、「(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。という質問にたいして【回答】前回の環境委員会でも回答していますが、「近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場(船橋市北部、松戸市)はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。」[乙委員]カルシウムは測定していないと言っているのです。前回の質問を全部含めるといふ理解ですか。[甲委員]カルシウムとか、どの項目を測定しているとかは回答しておりません。ただ、JIS K-0083に準ずる測定をしておりますとご回答しておりますので、矛盾はございませんとお答えしております。」と記載されているが、全く回答になっていない。印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。

【回答】

いままでの環境委員会でもお答えしていますが、船橋市北部清掃工場はJIS K-0083を準用して銅、亜鉛を測定し、環境計量士による計量証明書を取得しています。排ガス中の重金属測定を始めた当初からカルシウム、銅、亜鉛はJISで定めた測定方法がなく、JIS K-0083を準用して測定していたもので、協定書に基づいて現在まで測定しております。したがって、違反行為としての認識はございません。

[乙委員]	過去にずっと長い間やってきて、JISのK-0083で書いてあったにもかかわらず、今それ違いますよと言っている。言っていることがおかしくありませんか。
-------	--

[甲委員]	<p>公害防止協定の中に測定方法が示されております。その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんにご説明していればよかったと思うのですが、当時やられていなかったのかなどの認識で、その辺についてもおわびを申し上げなければならないと思っております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかももう一度調べさせていただき、協定に間違いというか、違いが出ているのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。</p>
-------	---

質問9. 「みんなのメダルプロジェクト」への参加について

・印西地区環境整備事業組合は、なぜ、「みんなのメダルプロジェクト」に参加しないのか？

東京 2020 組織委員会は、「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」を立ち上げ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5000 個の金・銀・銅メダルを家庭の使用済み小型家電(28 品目)で作ることを決め、全国の自治体に参加することを要請し、今年の 4 月 1 日から集め始めております。参加自治体の他に NTT ドコモや認定事業者拠点回収や宅配回収等で参加しています。目的は、東京 2020 年大会をきっかけに、持続可能な社会の仕組みを作ることです。これは非常に良い取り組みであり、現在、自治体が行っている回収ボックスによる使用済み小型家電の回収を促進することにもつながります。今のところ、千葉県で準備中を含めて参加の意思表示をしている自治体は 54 中 18 自治体であり、千葉県人口(約 625 万人)の 65% に達していますが、そこには、印西市、白井市、栄町の名前がありません。印西地区もぜひ参加することを要望します！

質問1:なぜ参加しないのですか？ 質問2:参加しないと決めたのは、いつ、どこですか？ 組合議会ですか？

【回答】

質問1:当組合にて現在小型家電の回収を行っていますが、ご存じのとおり、2市1町にて回収したものを一括し、小型家電リサイクル法 再資源化事業の認定事業者へ引渡し(有償)しています。メダルプロジェクトへの参加につきましては、当該事業者との契約内容の検討、また、構成市町の意向等を踏まえ検討してまいります。なお、印西市におきましては、携帯電話専用・回収ボックスの設置をし、6月中旬より参加しております。

質問2:参加しないとの決定はしていません。

[乙委員]	<p>「みんなのメダルプロジェクト」、これは東京オリンピックのメダルを廃棄物からつくろうという運動です。これに印西市、白井市、栄町さんが参加していないことをホームページで見て、質問をしました。これに気がついたのが1週間前で、きのう夜もう一度確認したら、印西市はこのプロジェクトに参加すると載っていました。栄町さん、白井市さんはまだ載っていませんでした。この質問は変更しなければ思ったら時間がないので、一応今のことだけは伝えておきます。</p>
-------	---

[事務局] それでは、以上をもちまして平成29年度第1回環境委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。